

## 下呂市下呂温泉合掌村経営改善委員会設置要綱

(設置)

第1条 下呂温泉合掌村（以下「合掌村」という。）の経営適正化と今後のあり方等を協議するため、下呂市下呂温泉合掌村経営改善委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 合掌村の経営状況の分析・評価に関すること
- (2) 合掌村の事業実施に関すること
- (3) 合掌村の経営改善計画の策定に関すること
- (4) 合掌村の民営化に関すること
- (5) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 観光業関係者
- (2) 商工業関係者
- (3) 旅館業関係者
- (4) 有識者
- (5) 住民の代表
- (6) 行政機関関係者
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、2年とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選により決定する。

- 2 会長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の招集)

第6条 委員会の会議は会長が召集し、会長が議長になる。ただし、最初の委員会は市長が招集する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、観光施設担当課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が委員会に諮り定める。

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。